

令和6年度事業報告

令和6年度は、前年度に発生した能登半島地震、また9月の記録的豪雨による被害も発生し、現在も復旧・復興に向け取り組みが進められており、一方、日向灘では最大震度6弱の地震が発生し、初の南海トラフ臨時情報「巨大地震注意」が出され、南海トラフ地震の発生確率が今後30年で80パーセントに引き上げられました。

この様な中、徳島県と「大規模災害発生時における道路啓開に要する資機材等の供給に関する協定書」の締結をし、さらに、令和3年度から進めてきた「災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定」が全ての市町村と締結でき、各市町村担当課との関係づくりが構築できました。災害廃棄物処理に係る情報伝達訓練や徳島県が実施した図上訓練にも参加し、関係者との情報共有等が円滑に行えたところです。

今年度も会員の新規加入拡充による協会組織の強化、災害廃棄物処理への対策、産業廃棄物処理業者の適正処理の推進、業の振興・遵法強化のための各種講習会・研修会の開催、マニフェストの利用促進、排出事業者への周知等による業界の資質向上、並びに県民各層に対する普及啓発事業を重点に各種事業の実施に努めました。

許可講習会については、定着したネット申込み、オンライン講義、会場試験を組み合わせた方式で、今年度は徳島県での処分課程も追加し開催いたしました。適正処理講習会や事業支援講習会については、今年度から公募型プロポーザル方式での委託事業となり、新たに施行された再資源化等高度化法や電子契約、事前復興計画実践事例等を盛り込んだ講習会が採用され、多くの産業廃棄物業界及び排出事業者から参加をいただきました。

労働安全衛生については、令和5年度から5カ年間の「第3次労働災害防止計画」を策定し、労働災害死傷者数ゼロを目指します。会員企業の「経営トップによる無災害宣言」等の表明、講習会や安全パトロール、標語の募集・表彰を行うなど、労働災害撲滅に向けて取り組んでまいりました。

主たる事業の推進状況は次のとおりです。

1. 組織強化事業

産業廃棄物処理業界の発展には協会の組織強化を図る必要があり、会員の新規加入に努めました。

その結果、賛助会員4社の新規加入がありました。

令和7年3月末現在 会員総数 170社
(正会員 110社、賛助会員 59社、特別会員 1社)

2. 調査研究事業

(1) 資機材等調査及び災害発生時情報処理伝達体制について

県内において災害時に発生する廃棄物の撤去や処理及び道路啓開に係る再生碎石の提供について、徳島県等との協力協定に基づき適切に実行するため、会員の支援人材・機器等の調査を引き続き実施し、データを更新するとともに、協会の組織体制・会員

との連絡体制の充実に努めました。

資機材調査対象	正会員・賛助会員	170 社
調査回答数		110 社
訓練参加会員		91 社 (県外会員及び資機材無し除く)

協力・支援可能な資機材調査集計結果（訓練時）

運搬車両					重機				
トラック 深ボディ	平ボディ	脱着式 コンテナ車	ハッカ車	パキューム ダンパー	バックホウ	ショベル ローダ	フォークリフト	重機運搬 車両	その他
25	28	40	5	7	53	19	19	11	2

（2）災害廃棄物対策図上訓練への参加

全国的に発生している災害の状況を踏まえ、徳島県では「ワンチーム訓練！災害廃棄物対策広域連携事業」として、県内市町村担当及び当協会が参加し、県内を4ブロックにグループ分けし想定した災害への対応訓練を行った。訓練は事前講義、図上訓練、事後研修の三段階で行われ、協会からも会長他の参加で意見交換を行うなど、市町村担当者との関係づくりが図られました。

事前講義 令和6年12月12日（木）13時30分から15時30分

図上訓練 令和7年1月14日（火）10時から16時30分

事後研修 令和7年2月13日（木）13時から15時

実施場所 徳島県庁 11階講堂

参加者 延べ約120名（徳島県、環境省、県内自治体、協会等Web参加含む）

3. 教育研修事業

（1）循環経済の推進及び先進技術導入等のための事業支援講習会の実施

徳島県の委託により、県内排出事業者及び産業廃棄物処理許可業者を対象に、循環経済への対応に向け先進技術の導入等、継続し事業活動が行えるよう経営基盤の強化等の事業支援講習会を開催しました。

なお、具体的に実施した事業の内容は次のとおりです。

令和6年11月13日（水）～14日（木）於 アスティとくしま

受講者 13日 48名 14日 41名

科目

11月13日（水）

- ・産業廃棄物処理法、処理実務について（排出事業者向け）
- ・電子契約関係について
- ・温室効果ガス排出量の削減、資源化率向上について

11月14日（木）

- ・令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理について

・東日本大震災からの復旧・復興について

(2) 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会事業の実施

徳島県の委託事業として、県内の全産業廃棄物処理許可業者等に対し、産業廃棄物の法知識及び処理技術に関する講習会を開催しました。

また、県優良認定業者の製品・技術紹介をホームページで行う広報事業を実施しました。

なお、具体的に実施した事業の内容は次のとおりです。

産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会

令和6年12月10日（火）・11日（水）於 徳島県JA会館 2階大ホール

受講者 10日 117名 11日 111名

科 目

12月10日（火）

・産業廃棄物処理業実務の基礎

12月11日（水）

・特別管理産業廃棄物の処理と管理・その他重要ポイント

・電子契約関係について

・産業廃棄物処理に係る安全衛生について

・脱炭素と循環経済に向けた取り組みについて

(3) 産業廃棄物処理法冊子の作成及び配布事業

廃掃法及びマニフェスト等実務対応について分かり易くまとめた冊子を、講習会資料として利用するとともに希望者には原価で頒布している。

作成冊子数

「産業廃棄物処理実務者研修会 基礎コース」ほかテキスト 205冊

(4) 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請等に関する講習会の実施

ネット申込、オンライン講習、会場試験を組み合わせた試験として実施。

○ 令和6年10月17日（木）於 アスティとくしま

10:00～ 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会 受講者 76名

13:40～ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程（更新）受講者 80名

○ 令和7年2月4日（火）於 アスティとくしま

10:00～ 産業廃棄物の収集運搬課程（新規） 受講者 88名

13:40～ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬課程（更新）受講者 54名

○ 令和7年2月5日（水）於 アスティとくしま

10:00～ 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） 受講者 16名

産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） 受講者 21名

(5) 県外優良企業の視察研修

教育研修事業の一環として、令和6年10月1日（火）～2日（水）の2日間の日程で実施しました。

参加者 24名

視察先 仙台環境開発株式会社（宮城県仙台市）

4. 啓発普及事業と相談指導情報収集提供事業及び適正処理関連事業

（1）令和6年度高病原性鳥インフルエンザ埋却物処分（うち詰替等）業務の実施

令和2年12月に徳島県阿波市で「高病原性鳥インフルエンザ」が発生したため、防疫措置（殺処分、埋却処分）を行いました。その防疫措置期間（3年）の経過に伴い、当該埋却物等の撤去について徳島県から業務を受託しました。

・業務の内容 埋却物の掘り起こし 詰替作業 発生汚泥の処理

・業務の場所 阿波市

・委託期間 令和6年10月23日から令和7年2月28日まで

・実施結果

協力会員数 10社 延べ158名

実施日数 16日間（令和6年12月2日から令和7年1月21日の間）

搬出プラペール数 1,020個

汚泥搬出量 149.26トン

（2）紙及び電子マニフェストの普及促進事業

産業廃棄物の排出事業者及び処理業者による適正処理確保のため、マニフェストの普及頒布に努めるとともに、講習会における取扱説明やホームページに掲載するなど普及啓発に努めました。

また、電子マニフェスト拡大による業務効率の向上を目的に、排出事業者のJWN E T加入促進及び電子マニフェストデータの登録支援ができるシステム（D X E S t a t i o n）活用の推進を図りました。

（3）産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者及び県民からの産業廃棄物に関する相談への対応

- ・法律相談
- ・許可申請に関する講習会及び研修会
- ・マニフェスト関係
- ・協会加入及び会費関係
- ・廃棄物処理に関する種類、業者紹介関係
- ・その他

（4）ホームページの運営

ホームページ上で、産業廃棄物に関する法改正等の情報を会員・県民に迅速に提供、知識の普及に努めました。

（5）機関誌の発行

広報「産廃とくしま」を年1回発行し、協会活動状況、関係行政機関の行政情報、

産業廃棄物処理に関する各種情報、許可申請講習会、研修会の実施計画等について会員を始め、県、市町村、行政機関及び関係団体等へ送付し、情報の提供並びに協会事業の普及啓発に努めました。

5. 協力交流事業

(1) (公社)全国産業資源循環連合会に加盟して31年が経過し、全国組織との連携強化を図るとともに、四国地域協議会に参画し、産業廃棄物処理に関する諸問題を協議、情報交換を図ったほか、処理業者等の地位の向上、適正処理の確保、更には廃棄物処理業の振興について政府・関係機関等への要望活動に取り組みました。

(2) 四県統一海面清掃活動事業（四国八十八箇所遍路道清掃活動）

令和6年12月1日（日）、板野郡松茂町豊岡山ノ手 月見ヶ丘海岸周辺において徳島県、松茂町、青年部会と協力し67名が参加し清掃活動を行いました。

この清掃活動は、平成20年から四国地域協議会において実施してきた「四国は一つ」をコンセプトとし「四国八十八箇所遍路道（四国の道）清掃活動」として実施しております。また、海洋プラスチックごみ問題が世界的に提起される中、令和4年度からは、海岸清掃活動と隔年で実施しております。

協会人員 青年部会、解体部会ほか 56名

撤去状況 缶、ビン、ペットボトル、漂着ゴミ、プラごみ等 約80kg

6. 内部統制システムの運用状況の概要

(1) 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

理事会は法令、定款に従い、重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督しています。

(2) 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

理事の職務執行は、法令及び定款、諸規程に基づいて行われ、その職務執行に係る情報は、理事会議事録に記録され、その記録の保存・管理は、庶務規程等に基づき適切に保存及び管理しています。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況について重要な不備がないか、モニタリングを適宜行っています。

7. 事業報告の附属明細書について

事業報告の内容を補足する重要な事項がないため、事業報告の附属明細書は作成しておりません。